

# 土地区画整理事業等の公共事業のため他地域に移転してグループ補助金を活用された事業者の皆様へ

移転先でグループ補助金を活用して復旧した後に、土地区画整理事業等の公共事業が終了したので被災前の元の場所に戻って事業を再開する場合、一定の条件を満たせば、再度グループ補助金の交付申請を行うことができます。

被災前の元の場所に戻って、再度グループ補助金の活用をご検討の方は、まずは宮城県にご相談ください。

## 【条件】

移転先でグループ補助金により整備した施設の財産処分をして得た収入等の範囲内で補助金相当分の金額を宮城県に返納すること。

## 【具体例】

震災前にA市B地区に工場が立地。震災後、B地区は土地区画整理事業の対象地区に指定されたため、同市C地区に移転し、グループ補助金5000万円を活用して、工場を建設。その後、土地区画整理事業が終了したため、C地区からB地区に戻って事業再開することを改めて決意。

以下の①、②の手続きを行うことにより、B地区に戻った後、再度工場を整備するための費用について、グループ補助金の交付申請を行うことが可能。

- ①C地区に建設した工場を4000万円で第三者に売却。
- ②売却して得た4000万円のうち、補助金相当分（4000万円に補助率3／4を掛けた額）である3000万円を宮城県に返納。

## ○本件に関するお問い合わせ

宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室

TEL 022-211-2765 (直通)